#### 荒川区産業振興事業補助金交付要綱

平成6年5月18日制定 (6荒地商発第34号) (助 役 決 定 ) 平成10年4月1日一部改正 平成12年4月1日一部改正 平成14年4月1日一部改正 平成14年12月19日一部改正 平成17年4月1日一部改正 平成19年11月30日一部改正 平成22年2月18日一部改正 平成25年9月18日一部改正 平成31年3月20日一部改正

#### (通則)

第1条 荒川区産業振興事業に係る補助金の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (目的)

第2条 この要綱は、区内の産業関係者等で組織する団体(以下「団体」という。)が実施する事業に要する経費の一部を区が補助することによって、区内産業の振興を図ることを目的とする。

#### (補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業(以下「補助事業」という。)は、団体が実施する事業で、次の各号の いずれかに該当するものとする。
  - (1) 講演会、研修会、視察その他団体関係者の資質向上又は組織活性化に資する事業
  - (2) 区内産業を広く区内外の産業関係者又は一般区民に紹介するための展示会・発表会
  - (3) その他、区長が前条の目的に適合すると認めた事業

#### (補助金の交付額等)

- 第4条 補助金の交付額は、別表に定める経費のうち、補助事業に要する経費の2分の1以内(その額に千円未満の端数があるときには、その額を切り捨てる。)で、その額は一事業当たり50,00円を上限とする。
- 2 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内で2回を限度とする。

#### (補助金の交付申請)

- 第5条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、荒川区産業振興事業補助金交付申請書(様式1)に予算書(様式2)を添えて、区長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請に当たっては、団体の規約、役員名簿その他区長が必要と認める資料を添付しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に 適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

#### (補助金の交付の条件)

第7条 区長は、前条の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

#### (決定の通知)

第8条 区長は、第6条の規定に基づき補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、荒川区産業振興事業補助金交付決定通知書(様式3)により団体に通知しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 団体は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領後指定する期日までに、申請を取り下げることができる。

#### (事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別 の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定 の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に 経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### (承認事項)

第11条 団体は、補助事業を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を得なければならない。ただし、変更の場合にあって、その変更内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

#### (事故報告等)

- 第12条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、その理由等を調査し、速やかに団体に その措置について適切な指示をしなければならない。

#### (状況報告)

第13条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、団体に補助事業の進捗状況について報告させなければならない。

#### (補助事業の遂行命令等)

- 第14条 区長は、団体が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221 条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付し た条件に従って遂行されていないと認めるときは、団体に対し、これらに従って補助事業 を遂行することを命じなければならない。
- 2 区長は、団体が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

- 第15条 団体は、補助事業が終了したときは、速やかに、荒川区産業振興事業補助金実績報告書(様式4)に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
  - (1)産業振興事業実績書(様式5)及び決算書(様式6)
  - (2)対象経費分についての領収書
  - (3) その他、区長が必要と認める資料

#### (補助金の額の確定)

第16条 区長は、前条の規定による実績報告書を受けた場合は、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒川区産業振興事業補助金確定通知書(様式7)により、団体に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第17条 団体は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定による補助金額の確定 後、区長に荒川区産業振興事業補助金請求書(様式8)を速やかに提出しなければならな い。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が認める場合は、前条の規定による補助金の交付額の確 定前に、補助金の支払を請求することができる。
- 3 区長は、前2項の規定による請求があったときは、関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

#### (是正のための措置)

第18条 区長は、第16条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを団体に対して命ずることができる。

#### (決定の取消し)

- 第19条 区長は、団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業を実施しなかったとき。
  - (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定通知があった後においても適用があるものとする。

#### (補助金の返還)

- 第20条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 前項の規定は、第17条第2項の規定により支払った補助金の額が第16条の規定により確

定した補助金を超える場合について準用する。

(違約加算金及び延滞金)

- 第21条 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、又はその返還を 命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当 該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除 した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除 く。)を納付させなければならない。
- 2 前条の規定により返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかった ときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセ ントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

#### (関係書類及び帳簿の整理保管)

第22条 団体は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を、補助事業の実施日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項については、産業経済部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年5月18日から施行する。
- 2 平成6年4月1日以後本要綱施行前に行われた「荒川区産業振興行事助成基準」に基づ く補助金の交付申請、交付決定その他の行為については、本要綱に基づくものとみなす。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 即

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月30日から施行する。
- 2 本要綱施行前に交付申請が行われた事案については、旧要綱に基づいて処理する。

附即

改正前の本要綱の規定に基づきなされた手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

### 別表(第4条関係) 補助対象経費

区	分	摘	要
事業の周知を図るために	 こ要する経費		
ポスター、チラシ等の	D制作費		
広告の新聞折り込み総	圣費		
新聞、雑誌等への広告	<b>告掲載料</b>	nn	
案内看板等の製作費		nu	
コピー代		nu.	
 事業実施会場の設営、選			
舞台設営、電気、装館費	<b>6、照明、音響設備工事等に係る工事</b>		
事業の企画、運営の委	<b>長託に要する経費</b>		
会場警備、廃棄物処理	里等を委託する経費		
会場賃借料			
来場者に配布する記念品	品の購入に要する経費	不特定多数の者 周知した個数以	•
事業実施に要する諸経費			
視察に係る交通費			
賠償責任保険料、傷害	<b>『保険料等</b>		
道路使用許可手数料			
郵送料			
事業系一般ごみ処理手	F数料又はごみ処理券購入費		
上記経費に付随する経費			
事業のために臨時に雇	ェース 全い入れた短期雇用者の賃金	区が定める時給	の範囲内
事業への協力、設備・ 体への謝礼	・物品等の提供等に対する個人又は団		
事業実施に直接必要な	は備品購入費	備品台帳を具備	Ī
事業実施に直接必要な	<b>〕</b> 消耗品費		
光熱水費			
事業で使用した共有物	勿のクリーニング代		
撮影代			
振込手数料			
ᆠᇶᄝᄼᇉᆌᅸᇰᄱᄝᄼ			

<sup>\*</sup>各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

<sup>\*1</sup>件100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

## 補助対象外とする経費

区 分	摘    要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
飲食費	
記念品に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
実施主体の関係者及びその同居する親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	
会議費	
飲食費	
対象事業以外の事業に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費	
パソコンの周辺機器等の購入費	
備品の購入費	
文具等の購入費	
事業に直接必要のない経費	
事業期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む

荒川区長 殿

所	在	地		
寸	体	名		
代表者氏名				ED
(担当者氏名			Tel	

## 荒川区産業振興事業補助金交付申請書

荒川区産業振興事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

対象事業名						
目的及び内容						
講演会等の場合は講師名等						
も記入						
実施日時						
場 所						
対象者及び 参加予定数						人参加予定
補助金申請額	金				円	
対象事業予算	別紙様:	式2の	とお	IJ		
備考						

# 予 算 書

(収入の部)	(単位:円)
--------	--------

項 目	予算額	内 訳
団体負担金		
区助成金		
参加者負担金		
合 計		

(支出の部) (単位:円)

項	目	予算	額	内容
合	計			

荒川区長 殿

所	在	地	荒川区	
寸	体	名		
代表	長者 日	氏名		ED

### 荒川区産業振興事業補助金実績報告書

年 月 日付、 荒産産第 号にて交付決定のあった荒川区産業振興事業補助金の対象事業について完了しましたので、下記のとおり 実績を報告します。

記

1 助成金額

金	円
---	---

### 2 事 業

対象事業名	
実施日時	年月日時~月日時
場 所	
参 加 者	名
事業の効果等	別紙様式5のとおり
対象事業決算	別紙様式6のとおり
備考	

## 産業振興事業補助金実績書

対象事業名									
実施日時		年	月	日	時	~	月	日	時
実施場所									
	事業の効果								
	= W o C++								
	事業の感想	思・反ί	<b>当</b> 点						
事業の効用等									
事業の効果等									
	     今後の取約								
	78074	T0). #3							
備考									

## 産業振興事業補助金実績書

対象事業名	A E D操作方法講習会							
実施日時	年月日時~月日時							
実施場所	ひろば館 2階 第1集会室							
	事業の効果等							
	全参加者がAEDの使用方法が理解でき、初期対応の重							
	   要性を認識してくれた。また、参加者相互のコミュニケー							
	   ションが増え、連帯感が強まったようである。							
	事業の感想・反省点							
	   指導いただいた荒川消防署の 消防官がとても分りや							
事業の効果等	すいという前評判があったためか、予想以上の参加者とな							
	り、会場が狭すぎたと感じた。							
	今後の取組み等							
	今後は商店街全域を網羅する形でAEDを設置していきた							
	   い。また、今回のような講習は人命にかかわる重要なものな							
	ので、商店街としても定期的に実施していきたいと考えてい							
	る。							
/## +~								
備 考 								

## 決 算 書

(収入の部) (単位:円)

項 目	予算書 A	収入済額 B	差引額 B-A	説 明
団体負担金				
区助成金				
参加者負担金				
合 計				

(支出の部) (単位:円)

項	目	予算書 A	支出済額 B	差引額 B-A	説 明
合	計				

年 月 日

荒川区長殿

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

#### 荒川区産業振興事業補助金請求書

年 月 日付け、 荒産産第 号にて確定通知のあった荒川区産業 振興事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額

					巴
--	--	--	--	--	---

請求金額の頭部に「金」を記載してください。